

令和 7 年度 おきなわ木づかい推進委託業務
企画提案募集要領

1 募集の目的及び概要

(1) 目的

本業務は、安定かつ持続的な林業振興のために、地域資源である県産木材の利用を推し、森林資源の循環利用に繋げる。また、県内外において本県の森林・林業の特性を PR し、県産木材のエシカル消費を促す普及啓発及び販売 PR 支援等を実施する。

(2) 事業期間

令和 7 年度～令和 9 年度

なお、県の予算措置を前提としており 2 年間の事業を保証するものではない。

また、令和 8、9 年度の委託業務については、前年度の実績をもとに判断する。

令和 7 年度の履行期間は、契約締結の日から令和 8 年 3 月 23 日までとする。

(3) 予算について

本委託業務に係る予算（令和 7 年度）は 487 万円（消費税及び地方消費税含む）とし、この範囲内で効果的かつ効率的な業務を提案すること。令和 8、9 年度分の業務提案についてはそれぞれ 490 万円（消費税及び地方消費税含む）の金額を上限に範囲内で提案すること。

なお、この金額は企画提案のために設定した金額であることから、実際の契約金額とは異なることがある。

2 応募参加資格

単独で応募する場合は、（１）～（９）に掲げる要件をすべて満たす企業又は団体であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当するものでないこと。

※地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項

地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (2) 本公募要領や別添仕様書に記載された趣旨をすべて了解する者であること。

- (3) 県税等の納付義務を有する事業者においては、滞納がないこと。

- (4) 参加表明書提出の日以前 6 ヶ月以内に金融機関等において、不渡り手形等を出していないこと。

なお、参加表明書提出後、契約締結日までに不渡り手形等を出している場合は、候補者を取り消しし、次点の提案者を候補者に繰り上げることとする。

- (5) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう、以下同じ。）

- イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- キ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 参加資格表明書の提出から契約締結日までに指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。また、契約締結日までに会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更正又は再生手続きの申し立てがなされた者でないこと
- (7) 単独で本業務を実施する場合は、沖縄県内に本店、支店又は営業所等を設置している法人であること。共同事業体で本業務を実施する場合には、沖縄県内に本店又は支店あるいは営業所を有する事業者が必ず1人以上参加していること。
- (8) 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、主たる担当者を1名以上、共同事業体にあたっては、代表者(幹事企業)は主たる担当者を1名以上、他の構成員はそれぞれ1名以上の担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれること。
- なお、「主たる担当者」には、(7)で規定する実績を有する者を配置すること。
- (9) 業務の進捗状況や内容等に関する打ち合わせ等に円滑に対応できる体制を有する者であること
- (10) 官公庁(国、地方公共団体)が発注した、本業務と類似する業務の受託実績を過去10年間(平成27年度～令和6年度)に1件以上有しており、履行確認(合格通知等)がとれる企業・団体であること。
- ※ここでいう「類似する業務」とは、実施場所を県内外問わず、木材の普及啓発を目的としたイベント企画・運營業務をいう。
- (11) 共同企業体の代表者(幹事企業)は、構成員のうち最大の業務能力を有し、出資割合が30%以上であることとし、全ての構成員は、出資割合が30%以上あること。
- 代表者は(1)～(4)、(6)、(7)を全て満たすこと。
- 代表者以外の構成員は、(1)～(4)を全て満たすこと。

3 応募方法等

(1) 参加申込

ア 申込期間： 令和7年5月21日(水)～令和7年5月28日(水)15:00

イ 提出書類： 参加申込書【様式1】、実績書【様式5】、誓約書【様式7】

ウ 提出方法： 持参又は郵送により提出すること。提出部数は1部とする。

なお、郵送の場合は、到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内の必着とすること。

※共同事業体での応募の場合、共同企業体協定書【様式9】を提出し、代表事業者が応募を行うこと。

エ 選定通知： 参加申込に係る提出書類により参加資格要件を確認し、審査結果について

(原本1部、残りは原本写しとする。なお、原本は押印を行うこと。)

6 企画書等の体裁

提出する資料は、A4判、縦、左綴りとする。

なお、【様式3-1、3-2】企画提案書については、上記によらず書式、枚数等については自由とするが、必ずページ番号を付すこと。内容については、審査員の理解を深めるためにも簡潔・明瞭に記載し、膨大とならないこと。

7 プレゼンテーション審査

(1) 日時：令和7年6月18日（水）9:30～（予定）

(2) 場所：沖縄県庁 9階第4会議室（予定）

(3) 提出された提案書により説明すること。

※当日の追加資料の提出・配布は一切認めない。また、パソコンを活用したプロジェクターによらず、提案資料によりプレゼンテーションすること。

(4) 審査会場への入場者は3名以内とし、提案者における時間は、20分間（プレゼンテーション15分、質疑応答5分）とする。

(5) プレゼンテーションを行う日程及び時間については、令和7年6月16日（月）（予定）に連絡を行う予定とする。

8 審査の方法

(1) 応募数が6者以上の場合は、1次審査（書類審査）を行い、上位5者について2次審査（プレゼンテーション審査）を行う。応募数が5者以下の場合は、全ての業者が2次審査の対象となる。

なお、1次審査を行った場合、上位5社から漏れた業者については、その結果を令和7年6月5日（木）までに通知する予定である。

(2) 2次審査については、沖縄県農林水産部に設置する企画提案書審査会において、各社のプレゼンテーションについて、業務の趣旨・目的等、専門的視点から審査、採点する。

(3) 総合得点の高い方を上位として、順位付けを行う。この順位を事業者毎に平均し、上位の事業者を特定する。上位の順位が同点の場合は委員の多数決により特定する。

（今回の募集は、企画提案採択順位を決定するものであり、契約を保証するものではない）

(4) 前項によって第1位となった応募者については、メール等にて通知し、追って書面にて通知する。あわせて次点以下の応募者についても採用の可否について、書面にて通知する。

(5) 審査員全員の評価の点数が6割未満の企画提案事業者は特定しない。

9 評価基準

審査に当たっては、別紙「企画提案書評価基準」に記載した内容について評価する。

10 スケジュール（予定）

令和7年 5月21日（水）	公募開始
5月28日（水）15:00	参加申込締切
5月29日（木）	参加資格選定通知

6月 5日（木）12：00 質問書締切
6月 12日（木）15：00 企画提案書提出締切
6月 16日（月） 1次審査結果通知（6社以上の提案があった場合）
6月 18日（水） 9：30～ プレゼンテーション審査（予定）
（県庁9階 第4会議室）
～7月上旬 採択・決定～契約

11 その他留意事項

- （1）書類提出にあたっては、使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- （2）業務の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容すべての実施を保証するものではない。
- （3）提出書類の作成・提出、ヒヤリング、プレゼンテーション等への出席に要する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- （4）プレゼンテーションに際しては、3（2）の期限内に提出した企画提案書のみを用いるものとし、提出期限後の修正及び当日の追加資料の提出は一切受け付けない。
- （5）提出された企画提案書、審査内容及び審査経過については公表しない。
- （6）1事業者（共同事業体）あたり、提案書は1件とする。
- （7）審査過程において、記載事項の虚偽報告や何らかの不正行為があったと判断される場合は、選定後でも失格とする。
- （8）なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがある。
- （9）採択された者が、契約締結日までに採択要件に該当しないこととなった場合、事業者として特定されたことを無効とし、次順位の者を委託候補事業者として繰り上げることとする。

12 委託企業決定後の業務執行について

（1）契約保証金

契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

なお、保証金免除にあたり、関連する類似事業を2（5）に記載しているが、具体的内容は契約候補者として決定した後に通知するものとする。

- （2）業務の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容すべての実施を保証するものではない。
- （3）本実施要領に記載されていない事項が発生した場合、あるいは記載事項に疑義が生じた場合は県と協議すること。

13 お問い合わせ、提出先

沖縄県農林水産部 森林管理課 資源活用普及班

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号（県庁9階）（閉庁日は除く）

電話番号：098-866-2295 FAX：098-868-0700

Eメール：aa048210@pref.okinawa.lg.jp

担当：平良（主）、山城（副）